

## 様式第1号

### 公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

平成31年3月4日

公益財団法人埼玉県下水道公社  
理事長 清水 敏男

#### 記

##### 1 概要等

###### （1）入札対象

ア 件 名	管理本館清掃業務委託
イ 場 所	古利根川水循環センター（久喜市吉羽地内）
ウ 期 間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
エ 概 要	管理本館清掃業務一式 ・床清掃（日常清掃） ・床清掃（ワックス） ・トイレ清掃 ・ガラス清掃 ・照明清掃 ・構内清掃

###### （2）入札手続の方法

要領の規定による。

###### （3）最低制限価格

有（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における以降の入札に参加できません。）

##### 2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出すること。

###### （1）期 間

平成31年 3月 6日（水）午前10時00分から  
平成31年 3月12日（火）午後 4時00分まで（必着）

###### （2）提出場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社 2階事務室

##### 3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更があることがある。この場合は、当公社ホームページ・掲示等で案内する。

(1) 入札日時

平成31年3月15日（金）午前10時00分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社 2階会議室

#### 4 この入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査（建設業者に限る。）を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 埼玉県物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、平成29・30年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿の業種区分「建築物の管理に関する業務」のA又はB等級に格付けされ、清掃業務の登録をしている者であること。かつ、所在地区分が管轄内又は準管轄内、企業区分が中小企業であり、契約者住所が埼玉県杉戸県土整備事務所管内、同行田県土整備事務所管内、同北本県土整備事務所管内、同越谷県土整備事務所管内、同さいたま県土整備事務所管内に有する者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、当公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 履行実績

契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日から公告の日までの間に、埼玉県内において、国（独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体（出資法人を含む。）が所有又は管理する施設の清掃業務を1年以上履行した実績を有する者。

また、本業務委託に関する事業に関し、合併、会社分割または営業譲渡等を行った場合においては、従前の会社の実績を履行実績とすることができます。ただし、その場合には、それを証明する書面を提出すること。
- (9) 現場代理人

本業務委託は、「現場代理人の常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認める委託」の対象としない。

#### 5 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行後に確認する。

## 6 設計図書等

設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸与（電子データによるため、1 GB以上の容量のUSBメモリを持参すること。）は、次のとおりとする。

### （1）閲覧及び貸与期間

平成31年 3月 4日（月）午前10時00分から

平成31年 3月12日（火）午後 4時00分まで

### （2）閲覧及び貸与場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社 2階事務室

## 7 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

### （1）受付期間

平成31年 3月 5日（火）午前10時00分から

平成31年 3月 8日（金）午後 4時00分まで

### （2）質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を当公社ホームページで公表する。

## 8 現場説明会

開催しない。

## 9 入札に関する注意事項

### （1）入札書に記載する金額

金額は消費税及び地方消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。）

### （2）入札金額見積内訳書

要領様式第6号を作成し、入札時に提出する。

### （3）入札回数

ア 再度入札は3回まで行うことができる。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

### （4）入札の辞退

要領第16条の規定による。

### （5）その他

ア 一度提出した入札書及び入札金額見積内訳書を書換え、引換又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより審査の順序を決定する。

ウ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

エ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

#### (6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札者の押印のない入札書による入札
- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- ウ 金額の訂正のある入札書による入札
- エ その他要領第20条に該当する入札

### 10 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除する。

- ア 入札参加希望者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- イ 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付方法は、次のとおりとする。

- ア 入札参加希望者は、入札保証金を、入札日の前日までに下記口座に振り込むものとする。
- イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領第14条第2項に規定する参加資格者の確認の際に入札執行者に提示する。

#### 入札保証金振込口座

銀行名	埼玉りそな銀行県庁支店
口座名義	公益財団法人埼玉県下水道公社
種類	普通預金
口座番号	4630836

(3) 上記(1)のアに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

#### ア 提出方法

原則として保険証券を入札場所に持参する。

#### イ 提出期限

平成31年3月15日（金）午前10時00分まで（入札開始前まで。）

(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除方法は、次のとおりとする。

- ア 平成28年4月1日から公告の日までに国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と締結し、かつ、履行した契約金額が100万円以上の業務委託、修繕又は工事契約2件（単体企業（若しくは経常建設工事共同企業体）又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）について、その契約書の写し及び完了・完成検査結果通知等履行を証明するものの写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。

- イ 当公社と締結し履行した業務委託、修繕又は工事については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

11 支払い方法

完了検査終了後一括精算（3箇月毎に完了検査を実施）

12 埼玉県において、平成31年度予算が議決されず、公社との間で流域下水道維持管理業務契約が締結されなかった場合は、この公告に係る契約を締結しないものとする。

13 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社 庶務担当 中澤

電話番号 0480-22-3819

FAX番号 0480-22-6727